

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT4163673

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	10/01/2013

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
TERAMIKROS, INC.	10/01/2013

RECEIVING PARTY DATA

Name:	TERA PROBE, INC.
Street Address:	2-7-17, SHIN-YOKOHAMA, KOHOKU-KU,
City:	YOKOHAMA, KANAGAWA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	222-0033

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number
Patent Number:	RE38961

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)887-0357

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: 202-659-2930

Email: rpelayo@kqhpatentlaw.com

Correspondent Name: KRATZ, QUINTOS & HANSON, LLP

Address Line 1: 1420 K STREET, N.W.

Address Line 2: 4TH. FLOOR

Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20005

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	RE38961
NAME OF SUBMITTER:	MEL R. QUINTOS
SIGNATURE:	/MRQ/
DATE SIGNED:	11/30/2016

Total Attachments: 30

source=RE38961 Verification of Translation#page1.tif

source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page1.tif

source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page2.tif

source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page3.tif

source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page4.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page5.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page6.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page7.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page8.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page9.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page10.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page11.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page12.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page13.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page14.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page15.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page16.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page17.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page18.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page19.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page20.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page21.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page22.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page23.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page24.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page25.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page26.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page27.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page28.tif
source=RE38961 Certificate of Commercial Register#page29.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

Re: Partial Translation of Commercial Register

I, Junko TOKUNAGA, translator of SAEGUSA & Partners,
of Kitahama TNK Building, 7-1, Dosho-machi 1-chome,
Chuo-ku, Osaka 541-0045, Japan,

hereby declare that I am conversant with the Japanese
and the English languages. I hereby certify to the
best of my knowledge and belief that the attached
translation is a true and correct English translation.

Signature of translator


Junko TOKUNAGA

Dated this 24th day of November, 2016

Certificate of Current, Full Details of Commercial Register

(Partial Translation)

2-7-17, Shin-Yokohama, Kohoku-ku, Yokohama, Kanagawa, Japan

Tera Probe, Inc.

Corporate Person No.	0200-01-053623	
Corporate Name	Tera Probe, Inc.	
Head Office	2-7-17, Shin-Yokohama, Kohoku-ku, Yokohama, Kanagawa, Japan	
Method of Public Notice	Electronic Public Notice http://www.teraprobe.com/ However, if public notice cannot be made by Electronic Public Notice as a result of an accident or other unavoidable reasons, it shall be done by publishing in the Nihon Keizai Shimbun.	Revised: June 16, 2010
		Registered: June 30, 2010
Date of Establishment	August 4, 2005	

(From the middle of page 28)

Mergers	Merger by absorption of TERAMIKROS, INC., of 10-6, Imai 3-chome, Ome City, Tokyo, Japan Registered: October 1, 2013
---------	--

(From the bottom of page 28)

This document certifies that the foregoing information represents the currently effective and full details of the items recorded and not closed in the registry.

October 14, 2016

(By) Yokohama District Legal Affairs Bureau,

Registrar: Toshimasa TAKAHASHI

履歴事項全部証明書

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプローブ

会社法人等番号	0200-01-053623	
商号	株式会社テラプローブ	
本店	横浜市港北区新横浜二丁目7番17号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.teraprobe.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成22年 6月16日変更
		平成22年 6月30日登記
会社成立の年月日	平成17年8月4日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 半導体集積回路の製造、検査、測定および加工業務 2. 前号に関連するハードウェアおよびソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 3. 労働者派遣事業 4. 保有設備、治工具等のレンタルに関する事業 5. 前各号に付帯または関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成22年 6月16日変更 平成22年 6月30日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 半導体集積回路の製造、検査、測定および加工業務 2. 前号に関連するハードウェアおよびソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 3. 情報処理・情報通信に関するサービス、ハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸および保守ならびにシステムの企画、開発、販売、運用および保守 4. 労働者派遣事業 5. 保有設備、治工具等のレンタルに関する事業 6. 前各号に付帯または関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成28年 6月29日変更 平成28年 7月13日登記</p>	
単元株式数	100株	平成22年 5月28日変更
		平成22年 6月 8日登記
発行可能株式総数	3000万株	平成22年 5月28日変更
		平成22年 6月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 928万2500株	平成23年 3月31日変更
		平成23年 4月 5日登記

PATENT

横浜市港北区新横浜二丁目7番17号
株式会社テラプローブ

資本金の額	金118億2331万2500円		平成23年 3月31日変更
			平成23年 4月 5日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更		平成24年 4月 3日登記
役員に関する事項	取締役	小平 広 人	平成24年 6月25日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	小平 広 人	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 4日登記
			平成28年 6月29日退任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	横 山 毅	平成24年 6月25日重任
			平成24年 7月 5日登記
	取締役	横 山 毅	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 4日登記
	取締役	横 山 毅	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成24年 6月25日重任	
		平成24年 7月 5日登記	
取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成26年 6月24日重任	
		平成26年 7月 4日登記	
取締役	渡 辺 雄 一 郎	平成28年 6月29日重任	
		平成28年 7月13日登記	

取締役 <u>高木裕</u> (社外取締役)	平成23年 6月27日就任	
	平成23年 7月 1日登記	
	平成25年 6月25日退任	
	平成25年 7月 4日登記	
取締役 <u>森直樹</u> (社外取締役)	平成25年 6月25日就任	
	平成25年 7月 4日登記	
	平成26年 6月24日辞任	
	平成26年 7月 4日登記	
取締役 <u>萩原俊明</u> (社外取締役)	平成26年 6月24日就任	
	平成26年 7月 4日登記	
	取締役 <u>萩原俊明</u>	平成28年 6月29日重任
	平成28年 7月13日登記	
取締役 <u>福田岳弘</u> (社外取締役)	平成26年 6月24日就任	
	平成26年 7月 4日登記	
	取締役 <u>福田岳弘</u>	平成28年 6月29日重任
	平成28年 7月13日登記	
取締役 <u>森本賢治</u> (社外取締役)	平成26年 6月24日就任	
	平成26年 7月 4日登記	
	取締役 <u>森本賢治</u>	平成28年 6月29日重任
	平成28年 7月13日登記	
取締役 <u>森直樹</u>	平成27年 6月26日就任	
	平成27年 7月 6日登記	

横浜市青葉区たちばな台一丁目10番地1クレ ッセント青葉台の丘510号 代表取締役 <u>渡辺雄一郎</u>	平成24年 6月25日重任
	平成24年 7月 5日登記
	平成26年 6月24日重任
横浜市青葉区たちばな台一丁目10番地1クレ ッセント青葉台の丘510号 代表取締役 <u>渡辺雄一郎</u>	平成26年 7月 4日登記
	平成28年 6月29日重任
	平成28年 7月13日登記
東京都北区神谷三丁目13番7-406号グラ ンディユーロコート赤羽 代表取締役 <u>小平広人</u>	平成24年 6月25日就任
	平成24年 7月 5日登記
	平成26年 6月24日重任
	平成26年 7月 4日登記
東京都北区神谷三丁目13番7-406号グラ ンディユーロコート赤羽 代表取締役 <u>小平広人</u>	平成28年 6月29日退任
	平成28年 7月13日登記
	監査役 <u>縣 啓 三</u>
	(社外監査役)
監査役 <u>森 直 樹</u>	平成23年 6月27日就任
	平成23年 7月 1日登記
	平成25年12月 9日辞任
	平成25年12月12日登記
監査役 <u>増子尚之</u>	平成24年 6月25日就任
	平成24年 7月 5日登記
	平成25年 6月25日辞任
	平成25年 7月 4日登記
監査役 <u>増子尚之</u>	平成24年 7月11日就任
	平成24年 7月20日登記
	監査役 <u>増子尚之</u>
	(社外監査役)
監査役 <u>増子尚之</u>	平成26年 6月24日重任
	平成26年 7月 4日登記

	監査役 檜垣修 (社外監査役)	平成25年 6月25日就任 平成25年 7月 4日登記
	監査役 檜垣修 (社外監査役)	平成26年 6月24日重任 平成26年 7月 4日登記
	監査役 松田大介 (社外監査役)	平成25年12月 9日就任 平成25年12月12日登記 平成26年 6月24日退任 平成26年 7月 4日登記
	監査役 打越祐介 (社外監査役)	平成26年 6月24日就任 平成26年 7月 4日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月25日重任 平成24年 7月 5日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成25年 6月25日重任 平成25年 7月 4日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成26年 6月24日重任 平成26年 7月 4日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成27年 6月26日重任 平成27年 8月 5日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成28年 6月29日重任 平成28年 7月13日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成22年 6月16日設定 平成22年 6月30日登記</p>	

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>平成22年 6月16日変更 平成22年 6月30日登記</p>																																																																																
<p>新株予約権</p>	<p>株式会社テラプロープ2008年新株予約権</p> <p><u>新株予約権の数</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>4778個</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4769個</u></td> <td>平成20年 4月22日変更</td> <td>平成20年 5月 2日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4734個</u></td> <td>平成20年 5月31日変更</td> <td>平成20年 6月 2日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4727個</u></td> <td>平成20年 7月31日変更</td> <td>平成20年 8月 5日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4702個</u></td> <td>平成20年11月30日変更</td> <td>平成20年12月11日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4693個</u></td> <td>平成20年12月30日変更</td> <td>平成21年 1月 8日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4686個</u></td> <td>平成21年 3月31日変更</td> <td>平成21年 4月 9日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4668個</u></td> <td>平成21年 6月30日変更</td> <td>平成21年 7月 3日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4659個</u></td> <td>平成21年 8月31日変更</td> <td>平成21年 9月11日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4578個</u></td> <td>平成21年10月31日変更</td> <td>平成21年11月10日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4569個</u></td> <td>平成22年 3月25日変更</td> <td>平成22年 4月14日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4562個</u></td> <td>平成22年 3月29日変更</td> <td>平成22年 4月14日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4561個</u></td> <td>平成23年 2月28日変更</td> <td>平成23年 3月10日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4537個</u></td> <td>平成23年 3月31日変更</td> <td>平成23年 4月 5日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4532個</u></td> <td>平成23年 6月27日変更</td> <td>平成23年 7月 1日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4382個</u></td> <td>平成23年 9月30日変更</td> <td>平成23年10月11日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4373個</u></td> <td>平成24年 5月31日変更</td> <td>平成24年 6月 5日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4353個</u></td> <td>平成24年 6月30日変更</td> <td>平成24年 7月 5日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4342個</u></td> <td>平成24年 7月31日変更</td> <td>平成24年 8月 9日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>4337個</u></td> <td>平成24年10月31日変更</td> <td>平成24年11月13日登記</td> <td></td> </tr> </table>	<u>4778個</u>				<u>4769個</u>	平成20年 4月22日変更	平成20年 5月 2日登記		<u>4734個</u>	平成20年 5月31日変更	平成20年 6月 2日登記		<u>4727個</u>	平成20年 7月31日変更	平成20年 8月 5日登記		<u>4702個</u>	平成20年11月30日変更	平成20年12月11日登記		<u>4693個</u>	平成20年12月30日変更	平成21年 1月 8日登記		<u>4686個</u>	平成21年 3月31日変更	平成21年 4月 9日登記		<u>4668個</u>	平成21年 6月30日変更	平成21年 7月 3日登記		<u>4659個</u>	平成21年 8月31日変更	平成21年 9月11日登記		<u>4578個</u>	平成21年10月31日変更	平成21年11月10日登記		<u>4569個</u>	平成22年 3月25日変更	平成22年 4月14日登記		<u>4562個</u>	平成22年 3月29日変更	平成22年 4月14日登記		<u>4561個</u>	平成23年 2月28日変更	平成23年 3月10日登記		<u>4537個</u>	平成23年 3月31日変更	平成23年 4月 5日登記		<u>4532個</u>	平成23年 6月27日変更	平成23年 7月 1日登記		<u>4382個</u>	平成23年 9月30日変更	平成23年10月11日登記		<u>4373個</u>	平成24年 5月31日変更	平成24年 6月 5日登記		<u>4353個</u>	平成24年 6月30日変更	平成24年 7月 5日登記		<u>4342個</u>	平成24年 7月31日変更	平成24年 8月 9日登記		<u>4337個</u>	平成24年10月31日変更	平成24年11月13日登記	
<u>4778個</u>																																																																																	
<u>4769個</u>	平成20年 4月22日変更	平成20年 5月 2日登記																																																																															
<u>4734個</u>	平成20年 5月31日変更	平成20年 6月 2日登記																																																																															
<u>4727個</u>	平成20年 7月31日変更	平成20年 8月 5日登記																																																																															
<u>4702個</u>	平成20年11月30日変更	平成20年12月11日登記																																																																															
<u>4693個</u>	平成20年12月30日変更	平成21年 1月 8日登記																																																																															
<u>4686個</u>	平成21年 3月31日変更	平成21年 4月 9日登記																																																																															
<u>4668個</u>	平成21年 6月30日変更	平成21年 7月 3日登記																																																																															
<u>4659個</u>	平成21年 8月31日変更	平成21年 9月11日登記																																																																															
<u>4578個</u>	平成21年10月31日変更	平成21年11月10日登記																																																																															
<u>4569個</u>	平成22年 3月25日変更	平成22年 4月14日登記																																																																															
<u>4562個</u>	平成22年 3月29日変更	平成22年 4月14日登記																																																																															
<u>4561個</u>	平成23年 2月28日変更	平成23年 3月10日登記																																																																															
<u>4537個</u>	平成23年 3月31日変更	平成23年 4月 5日登記																																																																															
<u>4532個</u>	平成23年 6月27日変更	平成23年 7月 1日登記																																																																															
<u>4382個</u>	平成23年 9月30日変更	平成23年10月11日登記																																																																															
<u>4373個</u>	平成24年 5月31日変更	平成24年 6月 5日登記																																																																															
<u>4353個</u>	平成24年 6月30日変更	平成24年 7月 5日登記																																																																															
<u>4342個</u>	平成24年 7月31日変更	平成24年 8月 9日登記																																																																															
<u>4337個</u>	平成24年10月31日変更	平成24年11月13日登記																																																																															

PATENT

4328個	平成24年12月31日変更	平成25年1月15日登記
4319個	平成25年3月31日変更	平成25年4月4日登記
4310個	平成25年4月30日変更	平成25年5月10日登記
4303個	平成25年9月30日変更	平成25年10月1日登記
4233個	平成26年6月30日変更	平成26年7月4日登記
4208個	平成26年7月31日変更	平成26年8月8日登記
4193個	平成26年8月31日変更	平成26年9月1日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 47,780株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
 また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

当社普通株式 4万7690個とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
 また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年4月22日変更 平成20年5月2日登記
 当社普通株式 47,690株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
 なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年 5月26日更正

当社普通株式 47,340株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年 5月31日変更 平成20年 6月 2日登記

当社普通株式 47,270株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年 7月31日変更 平成20年 8月 5日登記

当社普通株式 47,020株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

PATENT

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年11月30日変更 平成20年12月11日登記
当社普通株式 46,930株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年12月30日変更 平成21年1月8日登記
当社普通株式 46,860株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年3月31日変更 平成21年4月9日登記
当社普通株式 46,680株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整

PATENT

を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 3日登記
当社普通株式 46,590株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月11日登記
当社普通株式 45,780株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年10月31日変更 平成21年11月10日登記
当社普通株式 45,690株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端

数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 3月25日変更 平成22年 4月14日登記
当社普通株式 45,620株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 3月29日変更 平成22年 4月14日登記
当社普通株式 456,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 5月28日変更 平成22年 6月 8日登記
当社普通株式456,100株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記

当社普通株式453,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月 5日登記

当社普通株式453,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 6月27日変更 平成23年 7月 1日登記

当社普通株式438,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記

当社普通株式437,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の

PATENT

算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 5月31日変更 平成24年 6月 5日登記

当社普通株式437,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月 5日登記

当社普通株式434,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 7月31日変更 平成24年 8月 9日登記

当社普通株式433,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる

PATENT

1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記

当社普通株式432,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年12月31日変更 平成25年1月15日登記

当社普通株式431,900株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年3月31日変更 平成25年4月4日登記

当社普通株式431,000株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続

PATENT

会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月10日登記
当社普通株式430,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年 9月30日変更 平成25年10月 1日登記
当社普通株式423,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成26年 6月30日変更 平成26年 7月 4日登記
当社普通株式420,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で

必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成26年 7月31日変更 平成26年 8月 8日登記
当社普通株式419,300株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成26年 8月31日変更 平成26年 9月 1日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を26,500円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{\text{新規発行前の株価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を2,650円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

平成22年5月28日変更 平成22年6月8日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成22年3月1日から平成27年3月31日まで

但し、権利行使期間の始期が到来した場合でも、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所又は株式会社ジャスダック証券取引所へ上場される日までは、本件新株予約権を行使できない。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使に至るまでの間、当社または当社がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有している会社の従業員、執行役員、取締役もしくは監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続による承継は、新株予約権の割当てを受けた者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

(3) 割当日から権利行使に至るまでの間、新株予約権の質入れその他担保権を設定した場合は、行使を認めない。

(4) その他の条件については、当社株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てをうける者との間で締結する「株式会社テラプローブ新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(5) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使できないものとし、本件新株予約権は消滅するものとする。

- ①日本国の法律により禁固以上の刑に処せられた場合。
- ②当社または当社の子会社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合。
- ③自己都合により退職した場合。
- ④取締役および監査役につき法令、定款上の適格を喪失した場合。
- ⑤取締役、監査役および執行役員につき、新株予約権の割当を受けた者による契約違反を理由に当社が当社および新株予約権の割当を受けた者との間の委任契約を解除した場合。
- ⑥取締役、監査役および執行役員につき、当社の利益を損なう恐れのある重大な利益相反行為があった場合、当社との間の信頼関係を著しく破壊する行為があった場合およびその他これに類する事由があった場合。
- ⑦書面により本件新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申出た場合。
- ⑧新株予約権の割当を受けた者が死亡した日から10か月以内に相続の手続きが行われなかった場合。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」(1)(2)(3)(4)の新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年 2月29日発行
平成20年 3月13日登記

平成27年4月1日行使期間満了

平成27年 4月 6日登記

株式会社テラプロープ2009年新株予約権
株式会社テラプロープ2010年新株予約権

平成22年 5月17日更正

新株予約権の数

577個

558個

平成22年 5月31日変更

平成22年 6月 8日登記

550個

平成22年 6月20日変更

平成22年 6月30日登記

545個

平成22年 6月30日変更

平成22年 6月30日登記

531個

平成23年 4月30日変更

平成23年 5月10日登記

498個

平成23年 7月31日変更

平成23年 8月 4日登記

487個

平成23年 9月30日変更

平成23年10月11日登記

479個

平成24年 2月29日変更

平成24年 3月 6日登記

471個	平成24年10月31日変更	平成24年11月13日登記
466個	平成25年6月30日変更	平成25年7月4日登記
462個	平成26年2月28日変更	平成26年3月12日登記
458個	平成26年12月31日変更	平成27年4月6日登記
440個	平成27年10月31日変更	平成27年11月12日登記
426個	平成28年1月31日変更	平成28年2月10日登記
387個	平成28年8月31日変更	平成28年9月7日登記
<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>当社普通株式 5,770株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。</p> <p>なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>当社普通株式 57,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。</p> <p>なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成22年5月28日変更 平成22年6月8日登記</p> <p>当社普通株式 55,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。</p> <p>なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数</p>		

PATENT

(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 5月31日変更 平成22年 6月 8日登記
当社普通株式 55,000株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 6月20日変更 平成22年 6月30日登記
当社普通株式 54,500株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年 6月30日変更 平成22年 6月30日登記
当社普通株式 53,100株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

PATENT

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年4月30日変更 平成23年5月10日登記
当社普通株式 49,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年7月31日変更 平成23年8月4日登記
当社普通株式 48,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成23年9月30日変更 平成23年10月11日登記
当社普通株式 47,900株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整

PATENT

を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年 2月29日変更 平成24年 3月 6日登記

当社普通株式47,100株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記

当社普通株式46,600株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成25年 6月30日変更 平成25年 7月 4日登記

当社普通株式46,200株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端

数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成26年 2月28日変更 平成26年 3月12日登記
当社普通株式45,800株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の
目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約
権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる
1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続
会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、また
は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整
を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で
必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端
数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成26年12月31日変更 平成27年 4月 6日登記
当社普通株式44,000株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の
目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約
権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる
1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続
会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、また
は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整
を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で
必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端
数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成27年10月31日変更 平成27年11月12日登記
当社普通株式42,600株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の
目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式
により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約
権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数
(以下「未発行付与株式数」という。)について行われ、調整の結果生じる
1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続
会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、また
は当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整
を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で
必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端
数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月10日登記

当社普通株式38,700株とし、本新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成28年 8月31日変更 平成28年 9月 7日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を26,500円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を2,650円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式

により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、当社は、合理的な範囲で払込金額の調整を行うことができる。

平成22年5月28日変更 平成22年6月8日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

但し、権利行使期間の始期が到来した場合でも、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所又は株式会社ジャスダック証券取引所へ上場される日までは本件新株予約権を行使できない。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から権利行使に至るまでの間、当社または当社がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有している会社の従業員、執行役員、取締役もしくは監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続による承継は、新株予約権の割当てを受けた者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

(3) 割当日から権利行使に至るまでの間、新株予約権の質入れその他担保権を設定した場合は、行使を認めない。

(4) その他の条件については、当社株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てをうける者との間で締結する「株式会社テラプロープ新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(5) 新株予約権の割当てを受けた者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使できないものとし、本件新株予約権は消滅するものとする。

- ① 日本国の法律により禁固以上の刑に処せられた場合。
- ② 当社または当社の子会社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合。
- ③ 自己都合により退職した場合。

- ④取締役および監査役につき法令、定款上の適格を喪失した場合。
- ⑤取締役、監査役および執行役員につき、新株予約権の割当を受けた者による契約違反を理由に当社が当社および新株予約権の割当を受けた者との間で締結された委任契約を解除した場合。
- ⑥取締役、監査役および執行役員につき、当社の利益を損なう恐れのある重大な利益相反行為があった場合、当社との間の信頼関係を著しく破壊する行為があった場合およびその他これに類する事由があった場合。
- ⑦書面により本件新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申出た場合。
- ⑧新株予約権の割当を受けた者が死亡した日から10か月以内に相続の手続きが行われなかった場合。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がされた場合）当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」(1)(2)(3)(4)の新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年 3月31日発行

平成22年 4月14日登記

株式会社テラプロープ第3回新株予約権

新株予約権の数

1,439個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式143,900株とし、下記「新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法」により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年5月15日から平成34年3月31日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社がその給株主の議決権の過半数を直接または間接に保有している会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の質入れその他担保権を設定した場合は、行使を認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当日から平成29年5月14日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額の60%を下回った場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p>	<p>平成27年 5月15日発行</p> <p>平成27年 6月 2日登記</p>
会社分割	平成28年4月1日東京都青梅市藤橋三丁目3番地の2青梅エレクトロニクス株式会社に分割	平成28年 4月 5日登記
吸収合併	平成25年10月1日東京都青梅市今井三丁目10番地の6株式会社テラミクスを合併	平成25年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	
登記記録に関する事項	平成19年7月1日東京都中央区八重洲二丁目2番1号から本店移転	平成19年 7月23日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

平成28年10月14日

横浜地方法務局港北出張所

登記官

高橋利政



PATENT